

科学技術研究調査規則の一部を改正する省令案の概要について

1 改正の趣旨

科学技術研究調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査（基幹統計である科学技術研究統計を作成するための調査）であり、科学技術研究調査規則（昭和 56 年総理府令第 33 号。以下「省令」という。）の定めるところにより、我が国における科学技術に関する研究費や研究者数等の研究活動の実態を調査し、科学技術研究振興に必要な基礎資料を得ることを目的として実施するものである。

今回、国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 47 号。以下「整備法」という。）の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

（1）整備法の施行に伴う改正（第 4 条第 2 号イ）

整備法の施行に伴い、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 34 条の 6 第 1 項に規定する「研究開発法人」が「研究開発独立行政法人」に改正されることから、省令第 4 条第 2 号イ中「研究開発法人」を「研究開発独立行政法人」に改正する。

（2）その他所要の改正（第 11 条）

調査票等の保存責任者を総務省統計局長から総務大臣に変更する。

3 施行期日

整備法の施行の日（令和 7 年 4 月 1 日）から施行する。